

令和6年4月16日

会員薬局各位

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

社会福祉施設への抗原検査キットの販売に関する対応について

平素より本会事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月2日付け、広島県健康福祉局長から令和6年3月25日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置関係事務連絡の廃止について」を踏まえ、様々なコロナ特例が終了しておりますが、社会福祉施設への抗原検査キットの販売に関する取扱いについての県の対応方針が、別添のとおり示されています。県からの配布や、医薬品卸売販売業者からの購入ができなくなった社会福祉施設から薬局へ購入の申し込みが行われることも想定されます。つきましては購入についての相談等があった場合には積極的に対応頂くようお願いいたします。

なお、先日お知らせしたとおり、3月31日までに薬局が購入した医療用抗原検査キットの薬局在庫消尽後は一般用医薬品の抗原検査キットにより対応していただくこととなりますが、第一類医薬品の抗原検査キットの取扱いにつきましては県薬務課より、「薬剤師が、使用者本人の年齢等の基本的な情報を確認したうえで、適当と考えられる数量のコロナ検査キットを販売することは差し支えない。」との見解が示されております。販売に当たっては、使用者の確認、情報提供、記録など第一類医薬品の販売手順（医療用検査キットの在庫を販売する場合は医療用抗原検査キットの販売手順）に従い適切に販売していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上

別添

(令和6年4月2日 広島県健康福祉局長発 各社会福祉施設の長宛 文書)

別紙

新型コロナウイルス感染症への令和6年4月以降の対応について

令和6年3月25日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置関係事務連絡の廃止について」を踏まえた対応)

これまで、医薬品卸売販売業者が医療用の抗原検査キットを社会福祉施設に販売することは、特例として認められていました。

今般、令和6年3月25日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置関係事務連絡の廃止について」により、令和6年4月1日から、当該特例が廃止されることに伴い、今後の社会福祉施設における自主的な検査実施に向けて必要な対応については次のとおりとなりますのでご注意ください。

○令和6年4月1日以降の抗原検査キット購入について

一般用医薬品である、抗原検査キットを薬局や店舗販売業者(医薬品の販売を行っている店舗※)から購入することが可能です。※薬剤師が配置されている取扱い可能な店舗に限る。

令和5年度に実施していた施設従事者等の定期検査事業における連携企業は医薬品卸売販売業者であり、介護老人保健施設以外の施設においては、基本的に医薬品卸売販売業者から抗原検査キットを購入することができません。

今後の抗原検査キット購入にあたっては、すでに連携のある薬局等に対して相談いただくようお願いします。

なお、公益社団法人広島県薬剤師会等の関係団体に対しては、薬局等において施設からの相談に積極的に対応するよう依頼しています。

○(参考) 一般用医薬品である抗原検査キットについて

厚生労働省のホームページにおいて一覧が掲載されています。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html)

「一般用 コロナ検査キット」等で検索)

○(参考) 検査キットに関する行政担当窓口※

※検査キットの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関連した事項について担当しており、検査キット入手等に関する助言は行っておりません。

広島県健康福祉局薬務課 薬事グループ 082-513-3222 (ダイヤルイン)